一般財団法人広島市都市整備公社契約規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）会計規則（平成２年４月１日制定）第３１条の規定に基づき、売買、賃借、請負その他の契約（以下「契約」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（契約の方法）

第２条　契約は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第２章　一般競争入札による契約

（一般競争入札参加者の資格）

第３条　一般競争入札に参加できる者は、あらかじめ、広島市において、広島市契約規則（昭和３９年広島市規則第２８号）第３条第３項の規定により作成された名簿に登載されている者とする。ただし、広島市契約規則第３条第３項の規定による名簿が作成されていない場合、その他特別な理由があると理事長が認める場合は、一般競争入札に参加できる者を別に定めることができる。

２　理事長は、前項に規定する名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について一般競争入札の参加資格を取り消し、３年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

（１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

（２）一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

（３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたとき

（５）正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき

（６）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

（７）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（８）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

３　前項の規定により一般競争入札の参加資格を取り消したときは、当該業者に対して書

面によりその旨を通知するものとする。

（一般競争入札の公告）

第４条　一般競争入札に付するときは、その入札期日から起算して少なくとも１０日前までに掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を５日までに短縮することができる。

（一般競争入札について公告する事項）

第５条　前条に規定する公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

（１）入札に付する事項

（２）入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（３）契約条項を示す場所

（４）入札執行の場所及び日時

（５）入札保証金に関する事項

（６）入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札を無効とする旨

（７）その他入札に必要な事項

（入札書の提出）

第６条　一般競争入札に付する場合には、入札書を所定の日時までに提出させなければならない。

２　入札書は、書留郵便をもって送付させることができる。この場合においては、入札書を封入した外封に「何何入札書」と朱書し、理事長あてに親展として送付させなければならない。

３　代理人によって入札に参加する者には、入札前に委任状を提出させなければならない。

（入札の無効）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（１）入札書に記名押印がないもの

（２）入札書の記入文字が明確でないもの

（３）一の入札に同一の入札者又は代理人から２通以上の入札書が提出されたもの

（４）入札に参加するものに必要な資格のない者が入札したもの

（５）その他入札に関する条件に違反したもの

（入札保証金の納付）

第８条　一般競争入札に付する場合において、その入札に参加する者に、その者が見積る契約金額の１００分の５以上の入札保証金を納付させなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、単価契約（年又は月を単位として貸付料を定める貸付契約を含む。以下同じ。）の場合、長期継続契約の場合その他同項の規定により難いと認められる場合においては、その都度理事長が定める額の入札保証金を納付させなければならない。

（入札保証金の免除）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（１）一般競争入札に参加する者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）一般競争入札に参加する者で過去２年間に本公社、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。以下同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）第３条第１項及び第２項の規定により定められた一般競争入札に参加することができる資格を有する者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）土地の貸付その他入札の方法、性質又は目的により入札保証金を納付させることが不適当であると認められるとき。

（入札保証金に代わる担保）

第１０条　入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

（１）銀行、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の発行する債券（以下「金融債」という。）

（２）金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手

（３）金融機関に対する定期預金債権

（４）金融機関の保証

２　前項第３号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

３　金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第１１条　一般競争入札に参加しようとする者が公社を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、第９条の規定により、入札保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（担保の価値）

第１２条　担保の価値は、次の各号に掲げるものについて当該各号に掲げるところによる。

（１）国債及び地方債　額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格）

（２）金融債　額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格）の１００分の８０に相当する金額

（３）金融機関が振り出し又は支払保証した小切手　小切手金額

（４）金融機関に対する定期預金債権　当該債権証書に記載された債権金額

（５）金融機関の保証　その保証する金額

（入札保証金の還付等）

第１３条　納付された入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が契約を締結した後にこれを還付するものとする。

２　落札者の入札保証金は、第２９条に規定する契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（予定価格の作成）

第１４条　一般競争入札に付するときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に備えなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、理事長が入札執行前に予定価格を公表する必要があると認める場合は、その予定価格を記載した書面を封書にしないものとする。

（予定価格の決定方法）

第１５条　予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（再度公告入札の公告期間）

第１６条　一般競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がないため又は落札者が契約を締結しないため、さらに入札に付するときは、第４条に規定する公告の期間を５日までに短縮することができる。

第３章　指名競争入札による契約

（指名競争入札）

第１７条　次に掲げる場合においては、指名競争入札によることができる。

（１）契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

（２）その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

（３）一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（指名競争入札参加者の資格）

第１８条　指名競争入札参加者の資格については、第３条の規定を準用する。ただし、広島市契約規則第３条第３項の規定による名簿が作成されていない場合、その他特別な理由があると理事長が認めるときは、この限りでない。

（指名競争入札参加者の指名）

第１９条　指名競争入札に付するときは、前条に規定する資格を有する者のうちから、別に定める指名基準に基づき、入札に参加する者を３名以上指名するものとする。

２　前項の場合においては、第５条第１号及び第３号から第７号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

３　前項に規定する通知は、入札期日から起算して少なくとも７日前までに郵便その他の方法により行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を３日までに短縮することができる。

（再度通知入札の通知期間）

第２０条　指名競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がないため又は落札者が契約を締結しないため、さらに入札に付するときは、前条に規定する通知期間を２日までに短縮することができる。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第２１条　第６条から第１５条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第４章　随意契約

（随意契約によることができる場合）

第２２条　随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（１）予定価格が４００万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。

（２）予定価格が３００万円を超えない財産を買い入れるとき。

（３）予定賃借料の年額又は総額が１５０万円を超えない物件を借り入れるとき。

（４）予定価格が１００万円を超えない財産を売り払うとき。

（５）予定賃借料の年額又は総額が５０万円を超えない物件を貸し付けるとき。

（６）前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が２００万円を超えないものをするとき。

（７）契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（８）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第２５項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の

場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を次条に定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第４項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から次条に定める手続により受ける契約をするとき。

（９）新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買い入れる契約をするとき。

(10) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(11) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(12) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(13) 競争入札に付して入札者がないとき、又は再度入札に付して落札者がないとき。

(14) 落札者が契約を締結しないとき。

（随意契約の手続きの特例）

第２２条の２　理事長は、前条第８号又は第９号の規定による随意契約を締結しようとするときは、契約を締結する前に、次に掲げる事項を公表するものとする。

（１）契約に係る物品又は役務の名称及び数量

（２）契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間

（３）見積書の提出期限及び提出方法

（４）契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

（５）契約の相手方の決定方法

２　理事長は、前項に規定する契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

（１）契約に係る物品又は役務の名称及び数量

（２）契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

（３）契約を締結した日

（４）契約の相手方の氏名又は名称及び住所
（５）契約金額
（６）契約の相手方とした理由
３　前２項の規程による公表は、書面により閲覧に供する方法又はその他の方法により行うものとする。

（随意契約の予定価格の決定）
第２３条　随意契約をしようとするときは、あらかじめ、第１５条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。
（随意契約の見積書の徴取）
第２４条　随意契約をしようとするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、緊急を要するとき、その他特別な理由があるときは、この限りでない。

第５章　せり売り

（せり売りの手続き）
第２５条　第２章の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。
２　前項において準用する第９条各号のいずれかに該当する場合のほか、物品のせり売りに参加する者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときとして理事長が定めるときは、同項の規定において準用する第８条の規定により当該参加する者が納付すべき金銭の全部又は一部を納付させないことができる。

第６章　契約の締結

（契約書の作成）
第２６条　契約の相手方を決定したときは、当該決定の日から５日を経過する日（その日が、一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第１項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに契約書を作成するものとする。
（契約書の作成を省略する場合）
第２７条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。
（１）契約金額が１００万円未満の契約を締結するとき。
（２）法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の価格によらなければ購入することが不可能又は著しく困難であると認められる物品を購入するとき。
（３）せり売りに付するとき。
（４）物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
２　前項の規定により、契約書の作成を省略する場合は、請書その他これに準ずる書面を徴

さなければならない。ただし、随意契約により物品を購入し、若しくは修理する場合においてその契約金額が１０万円未満であるとき、前項第２号に規定する物品を購入するとき、又物品を売り払う場合において買受人が代金を即納してその物品を引き取るときは、請書その他これに準ずる書面を省略することができる。

（契約書の記載事項）

第２８条　契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

（１）契約履行の場所

（２）契約代金の支払又は受領の時期及び方法

（３）契約保証金

（４）監督及び検査

（５）履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除

（６）危険負担

（７）契約に関する紛争の解決方法

（８）その他必要な事項

第７章　契約の履行

（契約保証金の納付）

第２９条　契約を締結する場合においては、その契約の相手方に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付させなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、単価契約の場合、長期継続契約の場合その他同項の規定により難いと認められる場合においては、その都度、理事長が定める額の契約保証金を納付させなければならない。

（契約保証金の免除）

第３０条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（１）契約の相手方が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（３）契約の相手方が過去２年間に本公社、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。以下同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

（５）契約金額が１００万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととな

るおそれがないとき。

（６）損失補償契約、電気、水道又はガスの供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不適当であると認められる契約の締結をするとき。

（契約保証金に代わる担保等）

第３１条　契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

（１）第１０条第１項各号に掲げるもの

（２）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

２　保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

３　第１０条第２項及び第３項、第１１条並びに第１２条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第１０条第３項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「金融機関との間」とあるのは「金融機関又は保証事業会社との間」と、第１１条中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、「第９条」とあるのは「第３０条」と読み替えるものとする。

（契約保証金の還付等）

第３２条　納付された契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保を含む。）は、契約が履行された後にこれを還付する。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第３３条　検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。 ）の職務は、 監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の職務と兼ねることができない。

（監督職員の一般的職務）

第３４条　監督職員は、必要があるときは、 工事、 製造その他の請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成するこれらの書類を審査して承認しなければならない。

２　監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

３　監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査職員の一般的職務）

第３５条　検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

２　検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

３　前２項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

（部分払の限度額及び回数）

第３６条　請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の１０分の９、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額まで支払うことができる。

２　前項に規定する部分払の回数は、請負契約にあっては１年度につき４回以内、物件の買入契約にあっては１回とする。

附　則

この規程は、平成８年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１４年１２月１日から施行する。

２　改正後の財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「改正後の規程」という。）第３６条第２項の規定は、この規程の施行の日以後に行われる改正後の規程第４条に規定する公告、改正後の規程第１９条第２項に規定する通知又は改正後の規程第２４条に規定する見積書の提出の依頼に係る契約に基づく部分払について適用する。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年８月１日から施行する。ただし、第１０条第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月３０日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規定は、平成２６年１１月１日から施行する。

２　改正後の第２条第１号（第１７条及び第２５条第１項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、一般競争入札、指名競争入札又はせり売り（次項において「一般競争入札等」という。）に参加しようとする者がこの規則の施行の日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用し、同日前の事実により改正前の第２条第１号（第１８条及び第２５条第１項において準用する場合を含む。）に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

３　改正後の第２条第６号（第１８条及び第２５条第１項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、一般競争入札等に参加しようとする者がこの規則の施行の日以後の事実により同号に該当すると認められるときについて適用する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年１１月１０日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１月１５日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。